

小規模宅地等の課税特例コース

[第17-22講座]

全日10:30～17:00(受付10:00～)

笹岡宏保^{税理士}資産税実務2020



小規模宅地等の課税特例の実務

第17講座から第22講座の全6講座で、近年の改正項目が多くあり、相続税の申告実務において非常に頭を悩ます項目である小規模宅地等の課税特例について、その基礎たる適用要件から実務上の重要論点、裁決事例や判例からもたらされる法令解釈までの総確認を行います。テキストは、2020年秋刊行予定の『**詳解 小規模宅地等の課税特例の実務 重要項目の整理と理解**』を使用する予定です。主な研修予定項目は、次のとおりです。

第17講座	東京 12月5日(土)	大阪 12月19日(土)
第18講座	東京 12月6日(日)	大阪 12月20日(日)
第19講座	東京 1月16日(土)	大阪 1月10日(日)
第20講座	東京 1月17日(日)	大阪 1月11日(月・祝)
第21講座	東京 2月8日(月)	大阪 2月2日(火)
第22講座	東京 2月9日(火)	大阪 2月3日(水)

テキスト書籍

『**詳解 小規模宅地等の課税特例の実務 重要項目の整理と理解**』

2020年秋刊行予定 出版:清文社

※ 書籍代は受講料に含まれています。※ 書籍はコース初日に会場にてお渡しします。ご自身でご用意していただく必要はありません。

1. 課税特例制度の概要

(1) 適用対象者及び適用対象地

①適用対象者 ②特例対象宅地等 ③限度面積要件

(2) 小規模宅地等の区分と減額割合

- ①小規模宅地等が『特定事業用宅地等』である場合
- ②小規模宅地等が『特定居住用宅地等』である場合
- ③小規模宅地等が『特定同族会社事業用宅地等』である場合
- ④小規模宅地等が『貸付事業用宅地等』である場合

(3) 手続き等の要件

①分割要件 ②課税特例の適用を受けるための手続き

2. 『措置法通達』・『情報』による確認

3. 質疑応答(事例形式)による確認

(1) 基本的項目・共通的项目

(2) 『特定事業用宅地等』に関する項目

(3) 『特定居住用宅地等』に関する項目

(4) 『特定同族会社事業用宅地等』に関する項目

(5) 『貸付事業用宅地等』に関する項目

(6) 複数の小規模宅地等に関する項目

(7) 手続き等に関する項目

4. 裁判例(判例)・裁決事例の確認



※ 画像は同タイトル 2019年3月改訂版です